

令和2年度 第3回政策討論会 第三分科会 要点記録
テーマ「公契約のあり方について」

○令和2年9月23日 10:00～10:47

出席者：稲田（座長）、宇野（副座長・記）、井舎、桑原、岩崎、鳥居、岸田、今口

目 的：本市の公契約の現状について把握する

●契約検査課長から本市の公契約の現状についての説明を受けた

●説明を受けての質疑

- ・ 契約方式が多くあるが、契約方式の選択権は、発注の部課にあるのか、契約検査課か。
→ 工事契約については一般競争入札か指名競争入札かを契約検査課で選択。
- ・ プロポーザルの契約はどこが担当するのか。
→ 主に業務委託で採用されているので、各施設の担当課が行う。
- ・ 契約を担当課か契約検査課のどちらが担うという、根拠はどこにあるのか。
→ 根拠に関しては、事務分掌に基づいている。
プロポーザル契約については、担当課が担うものという考えがあるが、工事請負契約については、かつて工事管理課があったという歴史的な経緯がある。
- ・ 歴史的な経緯という、前例踏襲のような状態に感じる。
→ 長年の経過の中で、この契約業務は、契約検査課で担当しようという流れがあったが、未来永劫、固定するというものではない。
- ・ 本市には公契約条例はないのか。
→ 公契約条例はない。
- ・ 契約について担当課は、契約検査課と事前調整・協議するのか。
→ 全ての契約について調整・協議することはない。
- ・ 公契約は全て担当課の責任であるということか。
→ 契約検査課がすべての契約をチェックしているわけではない。
- ・ 公契約条例のメリット、デメリットについて説明してほしい。
→ 扱っていないので説明できない。

- ・ 指定管理者制度についてはどうか。
→ 指定管理者制度については、事務分掌として契約検査課は関与していない。
- ・ 上下水道、病院、競輪場などの契約について、それぞれ規定はあるのか。
→ 公営企業については、別途規定があるが、競輪場は特別会計なので条例はない。
- ・ 選定委員会についてはどういうものか。
→ プロポーザルに関しての選定委員会である。
選定委員の選定については、担当課が行っている。
ただし、標準的なプロポーザル契約のフォーマットを契約検査課が作成しており、それを担当課が参考にしている。
- ・ 例えば市役所庁舎建設の評価基準に関しては、担当課で決めることができるのか。
→ 担当課が判断して定める。
- ・ プロポーザル方式の工事請負契約はないのか。
→ 工事請負についてはプロポーザル方式を用いた例は無い。

●意見・感想等

- ・ 行政が施策を行う上では、条例に基づいて行うのだから、公契約条例が本市に無いことはおかしい。作るべき。
- ・ いつ契約検査課ができたのかはわからないが、かつて全て担当課で契約を行っていて問題が起こり、その後、契約については契約検査課を通過しているイメージがあった。契約検査課ができた意味からして、担当課で決めていくことがまだまだ残っていることに驚きを感じた。
- ・ 本市でも過去に仕事を受けた元受けが下請けにお金を払わなかったという事例もあった。
- ・ 賃金面だけとなると、工事単価の上昇など全体的なメリット、デメリットがあるのではないか。
- ・ 公契約制度を条例化している例はそう多くない。デメリットの方が大きいのかもしれない。
- ・ 役割分担を考えると、全てを契約検査課のみで掌握できるのか。それぞれの役割分担の実績があって現在の形になっていると思う。

※ 次回開催は、10月20日10時から、本市の課題の抽出を行う。